

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析と整備改善の必要性

現在「植木中央土地区画整理事業」を行っている植木中央地区は、南北に走る国道3号と東西に走る国道208号が交差する交通の要衝である一方、地区内集散道路が未整備なために右左折が困難な箇所が多く、交通渋滞の一因となっている。

また、旧国道3号沿線に集積する植木商店街は、古くから地域の生活拠点として商業をはじめとする金融機関や医療、教育等の公益施設が集積し、地域の『顔』として親しまれてきたが、自動車交通量が多い上に歩道が未整備なために買い物動線としては極めて不備な状態となっている。

さらに幹線道路に囲まれた街区の内側には、4m未満の狭隘な道路も多く、防災上問題の地区となっている。また、地区内には公園や広場が少なく、安心安全な住環境を求める住民の要望は強い。



図. 植木中央土地区画整理事業による公共施設整備

(2) 市街地の整備改善の方向性

以上のように市街地整備への必要性は高く、土地区画整理事業を基幹事業とした諸事業を推進している。整備改善の方向性としては概ね以下のような展開を図る。

道路網の再編整備

幹線道路および商店街通りの拡幅による必要車線と歩道の確保、地区内生活道路の整備による駐車場へのアプローチと安全な歩行者道路の確保。

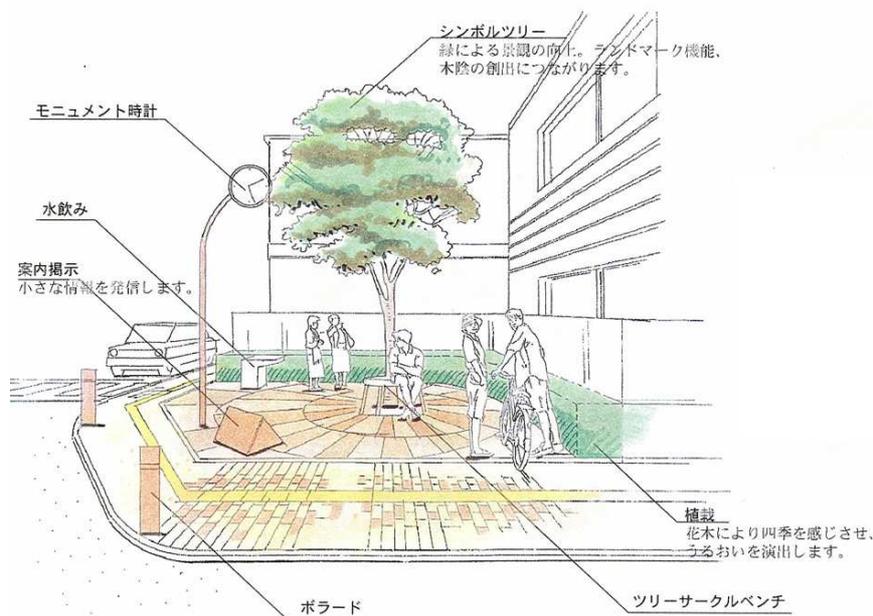
公園と緑地のネットワーク

物産市等大規模なイベントが開催可能な公園と小規模公園を緑地でつなぎ、商店街に平行して緑のネットワークを形成するとともに、商店街通りのバス停周辺にオ

ーブンスペースを確保し、その緑のネットワークと連結する。

沿線宅地の利用促進を促す住民参加のまちづくり

公共施設の整備を中心市街地の活性化に結びつけるためには沿線宅地の有効活用が不可欠であり、住民説明会、相談会を密に行うとともに住民参加による街なみガイドライン等の計画づくりを推進する。



図．3・5号街区公園整備イメージ

なお、植木中央土地区画整理事業については、現在のまちづくり交付金の交付決定期間及び今後の都市再生整備計画の作成期間にあわせて1期、2期、3期と期間を区切り事業を進める。

1期(H17～21)：「植木交差点周辺整備等を中心とした植木中央土地区画整理事業」

1期では、植木交差点周辺及びオフィス機能を多く有する3丁目、4丁目沿線を整備していき、その他建替え等可能な地区においても併行して整備していく。

特に、植木交差点は、合志市、大津町方面からの交通量が多い県道30号線(東西線)と商店街通り(中央線)の結節点だが、クランク状の交差点であり、交通渋滞及び交通事故の要因となっており、この交差点の十字交差化は住環境整備のため重要な事業である。

2期(H22～25)：「商店街通り整備を中心とした植木中央土地区画整理事業」

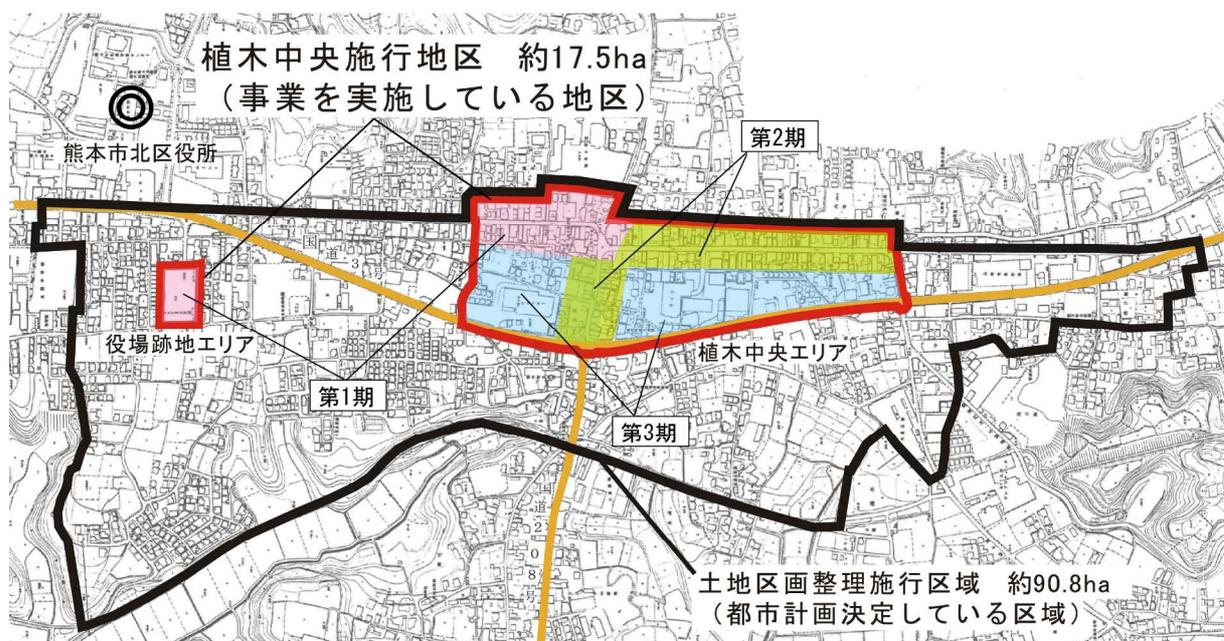
1丁目、2丁目及び東西線沿線を中心に整備していき、その他建替え等可能な地区においても併行して整備していく。

1丁目、2丁目は商店街の中でも特に商業機能の集積している地区であり、商業機能の衰退の進む当地区の整備の必要性は高い。また、東西線沿線は1期工事で整備した植木交差点と国道3号線をつなぐ重要な道路であり植木交差点の整備に続き早急に整備の必

要な地区である。

3期（H26～30）：「国道3号線沿いを中心とした植木中央土地区画整理事業」
2期までに終了していない地区の整備を行う。

2期までに終了していない地区の多くは、国道3号線に近接している。これらの地区は、2期までに整備されている商店街通りと国道3号線を結ぶ地区であり、商店街通りとロードサイド型店舗の並び国道3号線近接地区の相互の魅力向上に非常に重要である。



(3) フォローアップの考え方

毎年度末に各事業の進捗確認を行い、必要に応じて事業を推進するための措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------|---|---|--------|
| <p>〔事業名〕 4-1 土地 区画整理 事業</p> <p>〔内容〕 〔1期〕 (H17～21 年度) 植木交差 点周辺整 備等を中 心とした 植木中央 土地区画 整理事業</p> <p>〔1期内容〕 ・3丁目地 区 ・4丁目地 区 ・植木交 差点周辺 を中心と した整備</p> <p>〔2期〕 (H22～25 年度) 商店街通 り整備を 中心とし た植木中</p> | 熊本市 | <p>〔目標達成のための位置づけ〕 「生活環境の整備による居住人口の増加」という目標を達成するための事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 〔1期〕 「植木中央土地区画整理事業」の計画期間平成30年までのうち、現在まちづくり交付金の交付決定を受けている平成21年度までを1期とし、植木交差点周辺及びオフィス機能を多く有する3丁目、4丁目沿線を整備していき、その他建替え等可能な地区においても併行して整備していく。</p> <p>植木交差点は、合志市、大津町方面からの交通量が多い県道30号線と商店街通りである中央線の結節点だが、クランク状の交差点であり、交通渋滞及び交通事故の要因となっており、この交差点の十字交差化は住環境整備のため重要な事業であり、「生活環境の整備による居住人口の増加」という目標を達成するために必要である。</p> <p>〔2期〕 「植木中央土地区画整理事業」の計画期間平成30年までのうち、平成22年度から25年度までを2期とし、1丁目、2丁目及び東西線沿線を中心に整備していき、その他建替え等可能な地区においても併行して整備していく。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（第2期植木中央地区））</p> <p>実施時期： H22～25年度</p> | |

| | | | | |
|--|------------|--|-------------------------------------|--|
| <p>央土地区画整理事業</p> <p>[2期内容]</p> <p>・1丁目地区</p> <p>・2丁目地区</p> <p>・東西線沿線を中心とした整備</p> <p>(3期)</p> <p>(H26～30年度)</p> <p>国道3号線沿いを中心とした植木中央土地区画整理事業</p> <p>[3期内容]</p> <p>植木中央地区 17.5haのうち</p> <p>2期までに終了していない地区の整備</p> <p>[実施時期]</p> <p>H11～30年度</p> | | <p>1丁目、2丁目は商店街の中でも特に商業機能の集積している地区であり、商業機能の衰退の進む当地区の整備の必要性は高く、また東西線沿線は1期工事で整備した植木交差点と国道3号線をつなぐ重要な道路であり植木交差点の整備に続き早急に整備の必要な地区であり、当事業の実施は「生活環境の整備による居住人口の増加」という目標を達成するために必要である。</p> <p>〔3期〕</p> <p>「植木中央土地区画整理事業」の計画期間平成30年までのうち、平成26年度から30年度までを3期とし、2期までに終了していない地区の整備を行う。</p> <p>2期までに終了していない地区の多くは、国道3号線に近接している。</p> <p>2期までに整備されている商店街通りと国道3号線を結ぶ地区であり、これらの地区の整備は中心市街地の魅力向上に非常に重要であり、「生活環境の整備による居住人口の増加」という目標を達成するために必要な事業である。</p> | | |
| <p>[事業名]</p> <p>4-2 高質空間形成施設事業(都市計画道路歩</p> | <p>熊本市</p> | <p>〔目標達成のための位置づけ〕</p> <p>「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。</p> | <p>支援措置：</p> <p>まちづくり交付金(国土交通省)</p> | |

| | | | | |
|--|------------|---|--|--|
| <p>道(1期))</p> <p>【内容】 土地区画 整理事業 を実施し ている、 植木中央 地区に歩 道を設置 する。 (中央線 210m 東西線 100m 北環状線 30m)</p> <p>【実施時期】 H17～21 年度</p> | | <p>【必要性】</p> <p>中心商店街である植木商店街では長年にわたり歩道が設置されておらず、モータリゼーションの進展により危険性が増大、買い物客の足を遠ざける一因となっている。そこで、土地区画整理事業と併せて、歩道を新たに設置することにより、安全安心な買い物空間の確保と地元住民の生活の利便性向上を図り、中心市街地における歩行者ネットワークを形成する当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標の達成に必要な事業である。</p> | <p>実施時期： H17～21年 度</p> | |
| <p>【事業名】 4-7 高質 空間形成 施設事業 (都市計 画道路歩 道)</p> <p>【内容】 土地区画 整理事業 を実施し ている、 植木中央 地区に歩 道を設置 する。 (2期) (H22～25) ・中央線 のうち1丁</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】</p> <p>「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】</p> <p>中心商店街である植木商店街では長年にわたり歩道が設置されておらず、モータリゼーションの進展により危険性が増大、買い物客の足を遠ざける一因となっている。そこで、土地区画整理事業と併せて、歩道を新たに設置することにより、安全安心な買い物空間の確保と地元住民の生活の利便性向上を図り、中心市街地における歩行者ネットワークを形成する当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標の達成に必要な事業である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整 備総合交付 金(都市再 生整備計画 事業(第2 期植木中央 地区))</p> <p>実施時期： H22～25年 度</p> | |

| | | | | |
|---|------------|--|---|--|
| <p>目、2丁目 沿線(延長200m、 幅員3.5 m) (3期) (H26~28) ・中央線 のうち2丁 目3丁目 沿線(延長 315m、幅 員3.5m) ・北環状 線(延長 194m、幅 員3.5m) ・小町通り 線(延長 113m、幅 員3.5m) ・東西線 (延長175 m、幅員 3.5m) ・南環状 線(延長 121m、幅 員3.5m) 【実施時期】 H22~28 年度</p> | | | | |
| <p>【事業名】 4-3 公園 事業(街区 公園(1 期)) 【内容】 街区公園 の設置 ・4号街区 公園</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。 【必要性】 中心市街地には、密集した市街地の中で公園等の憩いの場がなく、それらを要</p> | <p>支援措置： まちづくり 交付金(国 土交通省) 実施時期： H17~21年 度</p> | |

| | | | | |
|--|------------|---|---|--|
| <p>【実施時期】 H17 ~ 21 年度</p> | | <p>望する声が多く寄せられていた。 そのため、土地区画整理事業と併せて、街区公園の整備を行い、地域住民及び買物客の憩いの場としての機能充実を図り、中心市街地の居住環境向上と歩行者ネットワークの基点として整備する。 よって、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。</p> | | |
| <p>【事業名】 4-6 憩い 空間創出 事業 【内容】 公開空地 の設置 (面積 384 ㎡) 【実施時期】 H26 年度</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。 【必要性】 地域住民の生活拠点である中心市街地の中央に位置する「植木」バス停と、生活道路等を結ぶ位置に、土地区画整理事業と併せて公開空地の整備を行い、ゆとりある街なか空間を創出し、バス停等の施設利用者の利便性向上、回遊性の向上を図る 当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（第3期植木中央地区）） 実施時期： H26 年度</p> | |

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------------|--|---|--------|
| <p>【事業名】 4-4 植木中央土地区画整理事業 【内容】 植木中央地区 17.5 ha の区画整理を行う。</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」という目標を達成するための事業として位置付ける。 【必要性】 近年、当地区において空き店舗や空き住居が増加し、商店街の活力低下が目立っている。地区内には幅員 4m 以下の道路が多数存在し中心部で発生した火災</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（道路事業(区画)、都市再生区画整理事業）</p> | |

| | | | | |
|---|-----|--|--|--|
| 【実施時期】 H11 ~ 30 年度 | | の消火活動に支障をきたした経緯もあり、これらを整備する当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」という目標を達成するために必要である。 | 実施時期： H22～25年 度 | |
| 【事業名】 4-5 下水道整備事業 【内容】 下水管敷設 (延長14.2 km) 【実施時期】 H15～27 年度 | 熊本市 | 【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」に資する事業として位置付ける。 【必要性】 植木地域の市街地への下水管敷設を図るため、現段階において植木中央土地区画整理事業と併行して整備を進めている当事業は「生活環境の整備による居住人口の増加」に資する事業として必要である。 | 支援措置： 社会資本整備総合交付金（下水道事業） 実施時期： H15～27年 度 | |

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------|---|-----------------------------|--------|
| 【事業名】 4-8 公園事業（街区公園） 【内容】 (3期) (H26～28) ・1号街区公園 ・2号街区公園 ・3号街区公園 ・5号街区公園 【実施時期】 H26～28 年度 | 熊本市 | 【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。 【必要性】 中心市街地には、密集した市街地の中で公園等の憩いの場がなく、それらを要望する声が多く寄せられていた。 そのため、土地区画整理事業と併せて、街区公園の整備を行い、地域住民及び買物客の憩いの場としての機能充実を図り、中心市街地の居住環境向上と歩行者ネットワークの基点として整備する。 よって、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。 | 支援措置： 該当なし 実施時期：- | |

5 . 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

都市福利施設としては、医療・社会福祉・児童福祉等・教育・文化芸術・産業振興・観光などの各分野が想定される。

中心市街地における都市福利施設として、医療機関としては、植木病院ほか各種民間病院・医院（総合病院をはじめ、歯科・皮膚科・眼科）、また健康福祉の拠点としての「かがやき館」。社会福祉における拠点として社会福祉協議会の事務局が熊本市北区役所横にあり、そこを拠点として約10の組織が活動している。文化教養の拠点としては、植木文化センター・図書館があり、植木文化センターにおいては様々な文化イベント、また図書館においても本の貸し出しだけでなく、絵本の読み聞かせなどのイベントも行っている。

その他、植木町商工会、各種金融機関等も集中しており、中心市街地において都市福利施設はかなり充実している。しかしながら、商店街においては、公園等の地域住民及び買い物客にとっての憩いの場所がないため、これらのゆとり空間の創出が必要である。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

地域住民及び買い物客の憩いの場の充足を図るため、土地区画整理事業と合わせて商店街近隣への街区公園の整備を行う。またイベント等の開催により都市福利施設の利用促進を図る。

(3) フォローアップの考え方

毎年度末に各事業の進捗確認を行い、必要に応じて事業を推進するための措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------------|---|--|--------|
| <p>【事業名】 4-3 公園事業（街区公園（1期）） （再掲） 【内容】 街区公園の設置 ・4号街区公園 【実施時期】 H17～21年度</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。 【必要性】 中心市街地には、密集した市街地の中で公園等の憩いの場がなく、それらを要望する声が多く寄せられていた。 そのため、土地区画整理事業と併せて、街区公園の整備を行い、地域住民及び買物客の憩いの場としての機能充実に図り、中心市街地の居住環境向上と歩行者ネットワークの基点として整備する。 よって、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。</p> | <p>支援措置： まちづくり交付金（国土交通省） 実施時期： H17～21年度</p> | |
| <p>【事業名】 4-6 憩い空間創出事業 （再掲） 【内容】 公開空地の設置 （面積 384㎡） 【実施時期】 H26年度</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。 【必要性】 地域住民の生活拠点である中心市街地の中央に位置する「植木」バス停と、生活道路等を結ぶ位置に、土地区画整理事業と併せて公開空地の整備を行い、ゆとりある街なか空間を創出し、バス停等の施設利用者の利便性向上、回遊性の向上を図る 当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（第3期植木中央地区）） 実施時期： H26年度</p> | |

| | | | | |
|--|--|---------------------------|--|--|
| | | 店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。 | | |
|--|--|---------------------------|--|--|

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------|---|--------------------------|--------|
| 【事業名】 4-8 公園事業（街区公園）（再掲） 【内容】 （3期） （H26～28） ・1号街区公園 ・2号街区公園 ・3号街区公園 ・5号街区公園 【実施時期】 H26～28年度 | 熊本市 | 【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。 【必要性】 中心市街地には、密集した市街地の中で公園等の憩いの場がなく、それらを要望する声が多く寄せられていた。 そのため、土地区画整理事業と併せて、街区公園の整備を行い、地域住民及び買物客の憩いの場としての機能充実を図り、中心市街地の居住環境向上と歩行者ネットワークの基点として整備する。 よって、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。 | 支援措置： 該当なし 実施時期： - | |
| 【事業名】 5-1 かがやきパワーリハビリ教室事業 【内容】 特定高齢者施策として運動、 | 熊本市 | 【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」に資する事業として位置付ける。 【必要性】 高齢者が元気で健康に暮らすための指導をかがやき館で実施する。これによって高齢者のひきこもりを防ぎ、生きがい感を | 支援措置： 該当なし 実施時期： - | |

| | | | | |
|--|------------|---|-----------------------------------|--|
| <p>口腔、栄養指導を 通年体制 で開催。 送迎も行 う。 【実施時期】 H20 年度 ～</p> | | <p>達成する。 中心市街地の中がかがやき館は高齢者の拠り所の役割を果たしている。今後ますます進行する高齢社会に対応した、「元気老人が元気に活動する」場づくりに中心市街地の果たす役割は大きく「生活環境の整備による居住人口の増加」という目標に資する事業として必要である。</p> | | |
| <p>【事業名】 5-2 図書館フェスティバル 【内容】 子供たちに、本や図書館に親しんでもらうためのイベントの開催 【実施時期】 H5 年度 ～</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」に資する事業として位置付ける。 【必要性】 子供たちに、本や図書館に親しんでもらうことで中心市街地における図書館の文化教養拠点としての役割を果たすこととなり、また多くの参加者が見込めることから「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」に資する事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 該当なし 実施時期： -</p> | |
| <p>【事業名】 5-3 植木子ども大会 【内容】 毎年11月第2日曜日に開催される。各地区子ども会による各種イベントを実施 【実施時期】 S54 年度 ～</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」に資する事業として位置付ける。 【必要性】 各小学校区の子供たちが一堂に集まり、ゲームやレクリエーションを通じて仲間意識を深めていく。 開催場所である生涯学習センターの文化教養拠点としての役割を果たし、また多くの参加者が見込めることから「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」に資する事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 該当なし 実施時期： -</p> | |

| | | | | |
|---|------------|---|--------------------------------------|--|
| <p>【事業名】 5-4 ファミリー・サポート・センター 熊本事業</p> <p>【内容】 子育ての支援ができる人と支援をしてほしい人の会員制による一時預かり・送迎など相互援助活動。</p> <p>【実施時期】 H17年度 ～</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」に資する事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 仕事と家庭の両立など安心して子どもを産み育てる環境づくりを目指す当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」に資する事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 該当なし</p> <p>実施時期： -</p> | |
|---|------------|---|--------------------------------------|--|

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析と整備の必要性

中心市街地の居住人口は平成12年の1,490人をピークに減少を続けており、直近の平成19年には1,426人となっており、約4.3%の減少となっている。

このような中、中心市街地においては、人口減少による街なかの活気の減退のほか、子供会の活動が事実上できなくなるなど、地域コミュニティの維持に支障が出ている。

以上のような課題を解決し中心市街地のにぎわいの回復のためには、そこに居住する人を増やすことが重要である。

(2) 街なか居住の推進の方向性

現在、植木中央土地区画整理事業の進捗に伴い、集合住宅建設を予定されている事業者が3者いる。今後はこの3事業者を支援しつつ、さらに今後このような集合住宅建設の支援となるように「植木町街なか居住・街並み形成推進事業」を創設し中心市街地における居住人口の増加を促進していく。

また、長期的視野に立ち、居住環境を整えて居住人口の増加を図るために街区公園・歩道等の整備を行っていく。

(3) フォローアップの考え方

毎年度末に各事業の進捗確認を行い、必要に応じて事業を推進するための措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|---|--------|
| <p>【事業名】 6-5 植木地区中心市街地共同住宅供給事業</p> <p>【内容】 中心市街地において良質な共同住宅の供給に対し支援を行う。</p> <p>【実施時期】 H24～27年度</p> | 熊本市 | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」の目標を達成するための事業として位置づける。</p> <p>【必要性】 本事業は、植木地区中心市街地において、民間による質の高い共同住宅の供給に対し支援を行うことにより、居住人口の増加を図るものであり、「生活環境の整備による居住人口の増加」の目標を達成するための事業として必要なものである。</p> <p>【本事業の活用予定事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6-1 植木1丁目地区賃貸集合住宅事業（実施時期H24～25年度） ・6-2 長浦地区賃貸集合住宅事業（実施時期H25～26年度） ・6-6 植木2丁目地区賃貸集合住宅事業（実施時期H26～27年度） | <p>支援措置： 中心市街地共同住宅供給事業（国土交通省）</p> <p>実施時期： H24～27年度</p> | |

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|---|--|--------|
| <p>【事業名】 4-2 高質空間形成施設事業（都市計画道路歩道(1期)）(再掲)</p> <p>【内容】 土地区画整理事業</p> | 熊本市 | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置づける。</p> <p>【必要性】 中心商店街である植木商店街では長年にわたり歩道が設置されておらず、モータリゼーションの進展により危険性</p> | <p>支援措置： まちづくり交付金（国土交通省）</p> <p>実施時期： H17～21年度</p> | |

| | | | | |
|--|------------|---|---|--|
| <p>を実施している、植木中央地区に歩道を設置する。 (中央線210m 東西線100m 北環状線30m) 【実施時期】 H17～21年度</p> | | <p>が増大、買い物客の足を遠ざける一因となっている。そこで、土地区画整理事業と併せて、歩道を新たに設置することにより、安全安心な買い物空間の確保と地元住民の生活の利便性向上を図り、中心市街地における歩行者ネットワークを形成する当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標の達成に必要な事業である。</p> | | |
| <p>【事業名】 4-7 高質空間形成施設事業 (都市計画道路歩道) (再掲)</p> <p>【内容】 土地区画整理事業を実施している、植木中央地区に歩道を設置する。 〔2期〕 (H22～25) ・中央線のうち1丁目、2丁目沿線(延長200m、幅員3.5m)</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 中心商店街である植木商店街では長年にわたり歩道が設置されておらず、モータリゼーションの進展により危険性が増大、買い物客の足を遠ざける一因となっている。そこで、土地区画整理事業と併せて、歩道を新たに設置することにより、安全安心な買い物空間の確保と地元住民の生活の利便性向上を図り、中心市街地における歩行者ネットワークを形成する当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標の達成に必要な事業である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(第2期植木中央地区))</p> <p>実施時期： H22～25年度</p> | |

| | | | | |
|---|------------|---|--|--|
| <p>(3期) (H26～28) ・中央線のうち2丁目3丁目沿線(延長315m、幅員3.5m) ・北環状線(延長194m、幅員3.5m) ・小町通り線(延長113m、幅員3.5m) ・東西線(延長175m、幅員3.5m) ・南環状線(延長121m、幅員3.5m) 【実施時期】 H22～28年度</p> | | | | |
| <p>【事業名】 4-3 公園事業(街区公園(1期)) (再掲) 【内容】 街区公園の設置 ・4号街区公園 【実施時期】 H17～21年度</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。 【必要性】 中心市街地には、密集した市街地の中で公園等の憩いの場がなく、それらを要望する声が多く寄せられていた。 そのため、土地区画整理事業と併せて、街区公園の整備を行い、地域住民及び買物客の憩いの場としての機能充実に図り、中心市街地の居住環境向上と歩</p> | <p>支援措置： まちづくり交付金(国土交通省) 実施時期： H17～21年度</p> | |

| | | | | |
|--|-----|---|--|--|
| | | <p>行者ネットワークの基点として整備する。</p> <p>よって、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。</p> | | |
| <p>【事業名】 4-6 憩い 空間創出 事業 (再掲)</p> <p>【内容】 公開空地 の設置 (面積 384 ㎡)</p> <p>【実施時期】 H26 年度</p> | 熊本市 | <p>【目標達成のための位置づけ】</p> <p>「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 地域住民の生活拠点である中心市街地の中央に位置する「植木」バス停と、生活道路等を結ぶ位置に、土地区画整理事業と併せて公開空地の整備を行い、ゆとりある街なか空間を創出し、バス停等の施設利用者の利便性向上、回遊性の向上を図る 当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（第3期植木中央地区））</p> <p>実施時期： H26 年度</p> | |
| <p>【事業名】 6-4 植木 街なか居 住・街並 み形成推 進事業</p> <p>【内容】 中心市街 地におけ る共同住 宅・店舗 併用住宅 に対する 補助 ・共同住 宅の建築 50 万円/ 戸（上限 200 万円） ・店舗併 用住宅の 建築 2 万 円/㎡（上</p> | 熊本市 | <p>【目標達成のための位置づけ】</p> <p>「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標達成のための事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 良好な街並み形成を促す“まちなみガイドライン”に適合する共同住宅、店舗併用住宅の建設を促進する事業であり、 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標達成のための事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（第2期植木中央地区））</p> <p>実施時期： H22～25 年度</p> | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 限 200 万円) を助成。 【実施時期】 H22 ~ 25 年度 | | | | |
|---|--|--|--|--|

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|----------------|--|--|--------|
| 【事業名】 4-5 下水道整備事業 (再掲) 【内容】 下水管敷設 (延長 14.2 km) 【実施時期】 H15 ~ 27 年度 | 熊本市 | 【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」に資する事業として位置付ける。 【必要性】 植木地域の市街地への下水管敷設を図るため、現段階において植木中央土地区画整理事業と併行して整備を進めている当事業は「生活環境の整備による居住人口の増加」に資する事業として必要である。 | 支援措置： 社会資本整備総合交付金（下水道事業） 実施時期： H15 ~ 27 年度 | |
| 【事業名】 6-1 植木1丁目地区賃貸集合住宅事業 【内容】 商店街に近接した快適な住環境と良好な街並み形成を行う賃貸集合住宅の建設 (15戸) 【実施時期】 H24 ~ 25 年度 | 地権者 | 【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」の目標達成のための事業として位置付ける。 【必要性】 換地による建替えが求められる地区にあり、官民協働のまちづくりを実践する商店街に近接した快適な住環境と良好な街並み形成を行う 15 戸程度の集合住宅の事業であり「生活環境の整備による居住人口の増加」の目標達成のための事業として必要である。 | 支援措置： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期： H24 ~ 25 年度 | |
| 【事業名】 6-2 長浦地区賃貸集合住宅事業 | 有限会社 サクラメント | 【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」の目標達成のための事業として位置付ける。 | 支援措置： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） | |

| | | | | |
|--|------------|--|--|--|
| <p>【内容】 生活道路に面した快適な住環境と良好な街並み形成を行う賃貸集合住宅の建設(12戸) 【実施時期】 H25～26年度</p> | | <p>【必要性】 生活道路に面した快適な住環境と良好な街並み形成を行う、15戸程度の規模の集合住宅の事業であり「生活環境の整備による居住人口の増加」の目標達成のための事業として必要である。</p> | <p>実施時期： H25～26年度</p> | |
| <p>【事業名】 6-6 植木2丁目地区賃貸集合住宅事業 【内容】 商店街に近接した快適な住環境と良好な街並み形成を行う賃貸集合住宅の建設(24戸) 【実施時期】 H26～27年度</p> | <p>地権者</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」の目標達成のための事業として位置付ける。 【必要性】 換地による建替えが求められる地区にあり、官民協働のまちづくりを实践する商店街に近接した快適な住環境と良好な街並み形成を行う15戸程度の集合住宅の事業であり「生活環境の整備による居住人口の増加」の目標達成のための事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期： H26～27年度</p> | |

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------------|--|---------------------------------------|--------|
| <p>【事業名】 4-8 公園事業（街区公園） （再掲）</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。</p> | <p>支援措置： 該当なし 実施時期：-</p> | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| <p>【内容】 (3期) (H26～28) ・1号街区 公園 ・2号街区 公園 ・3号街区 公園 ・5号街区 公園 【実施時期】 H22～28 年度</p> | | <p>【必要性】 中心市街地には、密集した市街地の中で公園等の憩いの場がなく、それらを要望する声が多く寄せられていた。 そのため、土地区画整理事業と併せて、街区公園の整備を行い、地域住民及び買物客の憩いの場としての機能充実を図り、中心市街地の居住環境向上と歩行者ネットワークの基点として整備する。 よって、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。</p> | | |
|---|--|--|--|--|

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

植木地域の小売商業活動は、全町および「植木町商店街」共にこの20年間衰退を続けているが、特に中心市街地にある「植木町商店街」の全町に対するシェアの縮小及び販売額減少率が著しい。昭和57年と平成16年の20年間に「植木町商店街」の全町に占めるシェアは、商店数で28.0%から17.0%へ、年間販売額で32.4%から16.8%へ、売場面積で35.9%から33.3%へ縮小している。また、同じく20年間の各指標の減少率をみると商店数 50.0%、年間販売額は 31.4%、いずれも著しい低下を示している。また中心市街地では旧国道3号に商店街が約1km続いているが、専用住宅として建替え、あるいは仕舞屋となり商店の連続性が失われつつある。

このようななか中心市街地への購買行動を促進するため、中心市街地唯一のショッピングセンター『ウエッキー』の核店舗としての機能強化、区画整理による建替え時の店舗併用住宅の建築促進が求められる。

(2) 商業の活性化の方向性

歩道や、街区公園、公開空地の整備により買い物客にとって、中心市街地が安心して買い物ができる場所となるよう整備する。また中心市街地唯一のショッピングセンターである『ウエッキー』の機能強化により中心商業核づくりを行う。

さらに、中心商店街における店舗併用住宅の建築を促進するため「植木町街なか居住・街並み形成推進事業」を創設する。

その他、地域の祭りや各種イベントの開催により中心市街地への集客を行う。

(3) フォローアップの考え方

毎年度末に各事業の進捗確認を行い、必要に応じて事業を推進するための措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------|---|--|--------|
| <p>【事業名】 4-2 高質空間形成施設事業（都市計画道路歩道(1期)） (再掲) 【内容】 土地区画整理事業を実施している、植木中央地区に歩道を設置する。 (中央線210m 東西線100m 北環状線30m) 【実施時期】 H17～21年度</p> | 熊本市 | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 中心商店街である植木商店街では長年にわたり歩道が設置されておらず、モータリゼーションの進展により危険性が増大、買い物客の足を遠ざける一因となっている。そこで、土地区画整理事業と併せて、歩道を新たに設置することにより、安全安心な買い物空間の確保と地元住民の生活の利便性向上を図り、中心市街地における歩行者ネットワークを形成する当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標の達成に必要な事業である。</p> | <p>支援措置： まちづくり交付金（国土交通省）</p> <p>実施時期： H17～21年度</p> | |
| <p>【事業名】 4-7 高質空間形成施設事業（都市計</p> | 熊本市 | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（第2期植木中央</p> | |

| | | | | |
|--|--|--|------------------------------------|--|
| <p>画道路歩道) (再掲) 〔内容〕 土地区画整理事業を実施している、植木中央地区に歩道を設置する。 〔2期〕 (H22～25) ・中央線のうち1丁目、2丁目沿線(延長200m、幅員3.5m) 〔3期〕 (H26～28) ・中央線のうち2丁目3丁目沿線(延長315m、幅員3.5m) ・北環状線(延長194m、幅員3.5m) ・小町通り線(延長113m、幅員3.5m) ・東西線(延長175m、幅員</p> | | <p>【必要性】 中心商店街である植木商店街では長年にわたり歩道が設置されておらず、モータリゼーションの進展により危険性が增大、買い物客の足を遠ざける一因となっている。そこで、土地区画整理事業と併せて、歩道を新たに設置することにより、安全安心な買い物空間の確保と地元住民の生活の利便性向上を図り、中心市街地における歩行者ネットワークを形成する当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標の達成に必要な事業である。</p> | <p>地区)) 実施時期： H22～25年度</p> | |
|--|--|--|------------------------------------|--|

| | | | | |
|---|------------|---|--|--|
| <p>3.5m) ・南環状線(延長121m、幅員3.5m) 【実施時期】 H22～28年度</p> | | | | |
| <p>【事業名】 4-3 公園事業(街区公園(1期)) (再掲) 【内容】 街区公園の設置 ・4号街区公園 【実施時期】 H17～21年度</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。 【必要性】 中心市街地には、密集した市街地の中で公園等の憩いの場がなく、それらを要望する声が多く寄せられていた。 そのため、土地区画整理事業と併せて、街区公園の整備を行い、地域住民及び買物客の憩いの場としての機能充実に図り、中心市街地の居住環境向上と歩行者ネットワークの基点として整備する。 よって、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。</p> | <p>支援措置： まちづくり交付金(国土交通省) 実施時期： H17～21年度</p> | |
| <p>【事業名】 4-6 憩い空間創出事業 (再掲) 【内容】 公開空地の設置 (面積 384㎡) 【実施時期】 H26年度</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。 【必要性】 地域住民の生活拠点である中心市街地の中央に位置する「植木」バス停と、生活道路等を結ぶ位置に、土地区画整理事業と併せて公開空地の整備を行い、ゆとりある街なか空間を創出し、バス停等の施設利用者の利便性向上、回遊性の向上を図る 当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(第3期植木中央地区)) 実施時期： H26年度</p> | |

| | | | | |
|--|-----|---|---|--|
| | | 店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。 | | |
| <p>【事業名】 6-4 植木街なか居住・街並み形成推進事業（再掲）</p> <p>【内容】 中心市街地における共同住宅・店舗併用住宅に対する補助 ・共同住宅の建築 50万円/戸（上限200万円） ・店舗併用住宅の建築2万円/m²（上限200万円）を助成。</p> <p>【実施時期】 H22～25年度</p> | 熊本市 | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標達成のための事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 良好な街並み形成を促す“まちなみガイドライン”に適合する共同住宅、店舗併用住宅の建設を促進する事業であり、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標達成のための事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（第2期植木中央地区））</p> <p>実施時期： H22～25年度</p> | |

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|-----------------------|--|-------------------------------------|--------|
| <p>【事業名】 4-8 公園事業（街区公園）（再掲）</p> <p>【内容】 （3期） （H26～28） ・1号街区公園 ・2号街区公園 ・3号街区公園 ・5号街区公園</p> <p>【実施時期】 H22～28年度</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 中心市街地には、密集した市街地の中で公園等の憩いの場がなく、それらを要望する声が多く寄せられていた。</p> <p>そのため、土地区画整理事業と併せて、街区公園の整備を行い、地域住民及び買物客の憩いの場としての機能充実を図り、中心市街地の居住環境向上と歩行者ネットワークの基点として整備する。</p> <p>よって、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 該当なし</p> <p>実施時期：-</p> | |
| <p>【事業名】 7-1 ウエックリーリニューアル事業</p> <p>【内容】 老朽化した共同店舗の設備更新及びテナントミックスによる商業機能の強化。 （増床面</p> | <p>（協）植木ショッピングプラザ</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標を達成するための事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 平成元年に開業して20年が経過しようとしており、設備の老朽化とともに、店舗の営業形態も時代のニーズに合わなくなっている。設備の入れ替え、区画整理によって縮小される駐車スペースへの対応等のハード面の改善とともに、商業施設の新たなコンセプトに基づく業種構成の見直しと新たな店舗の誘致、さらには、既存店も含めた店舗の経営戦略の見直しとそれに基づく店舗改装を実施し、中心市街地の核店舗としての商業機能の強化を図る当事</p> | <p>支援措置： 該当なし</p> <p>実施時期：-</p> | |

| | | | | |
|---|---------------------------|--|--------------------------|--|
| 積 628 m ²) 〔実施時期〕 H24 年度 | | 業は、「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標の達成のための事業として必要である。 | | |
| 〔事業名〕 7-2はってん祭 〔内容〕 街祭事の開催 〔実施時期〕 S46 年度 ~ | 植木町は ってん祭 実行委員 会 | 〔目標達成のための位置づけ〕 「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。 〔必要性〕 国道3号(バイパス)・九州自動車道(熊本-植木間)の開通、中心市街地地区の土地区画整理事業地区 50.5ha の事業認可が行われた昭和 46 年にこれらを記念して商店街で始まった、植木地域の夏の一番催しで、平成 21 年で 36 回目を迎えた。中心商店街で行われる催しとして、住民にも広く親しまれている祭りであり「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資するものとして必要な事業である。 | 支援措置： 該当なし 実施時期： - | |
| 〔事業名〕 7-3 初市 〔内容〕 商工会による春の祭事の開催 〔実施時期〕 H2 年度 ~ | 商工会 | 〔目標達成のための位置づけ〕 「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標に資するものとして位置付ける。 〔必要性〕 商工会により「地域の活性化」を目指した住民参加型の年初めのイベントとして開催されるものであり「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標に資する事業として必要である。 | 支援措置： 該当なし 実施時期： - | |
| 〔事業名〕 7-4 民謡田原坂全国大会 〔内容〕 全国的に知られた民謡「田原坂」の全国大会 〔実施時期〕 H8 年度 ~ | 民謡田原坂全国大会実行委員会 | 〔目標達成のための位置づけ〕 「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標に資するものとして位置付ける。 〔必要性〕 明治 10 年の「西南戦争」最激戦地である「田原坂」で歌い継がれてきた民謡「田原坂」。この全国大会を開催することで県内のみならず県外からも多くの人々が、中心市街地を訪れており、まさしく地域の核としての機能を果たしており「商業集積の再編 | 支援措置： 該当なし 実施時期： - | |

| | | | | |
|---|------------------------|---|---------------|---------|
| | | による商店街の活性化」という目標に資するものとして必要である。 | | |
| <p>【事業名】 7-5 植木町プレミアム付き商品券発行事業</p> <p>【内容】 植木地域の「商品券取扱店」において使用できる、10%のプレミアム付き商品券の発行</p> <p>【実施時期】 H21年度</p> | 植木町プレミアム付き商品券発行事業実行委員会 | <p>【目標達成のための位置づけ】 「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標に資する事業として位置づける。</p> <p>【必要性】 景気低迷によりあらゆる産業に打撃を与えるなか、植木地域の中心市街地も同様に、深刻な不況の影響を受けているところである。プレミアム付き商品券の発行は、地元購買を促進し、中心市街地を始め、町内の景気刺激効果等に寄与するものであり「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標に資する事業として必要である。</p> | 支援措置： 該当なし | 実施時期： - |
| <p>【事業名】 7-6 観光産業戦略研究事業</p> <p>【内容】 特産品開発・田原坂等観光資源開発・植木温泉活性化</p> <p>【実施時期】 H18年度～</p> | 商工会 | <p>【目標達成のための位置づけ】 「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標に資する事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 平成23年の新幹線開業に向け、明確な観光戦略をもって田原坂や植木温泉等の資源や、スイカを始めとした農作物や観光農園等に磨きをかけ、有機的に連携を図りながら観光開発を行う。これらの資源の拠点として、中心市街地はおもてなしや情報提供など町域に点在する資源を結びつける役割を果たすものとなり、「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標に資する事業として必要である。</p> | 支援措置： 該当なし | 実施時期： - |
| <p>【事業名】 7-7 植木駅伝大会</p> <p>【内容】 毎年11月第2日曜日に開催</p> | 熊本市 | <p>【目標達成のための位置づけ】 「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標に資する事業として位置づける。</p> <p>【必要性】 毎年、地元の小中学生・企業・地域のチームの参加がある、歴史の長いイベン</p> | 支援措置： 該当なし | 実施時期： - |

| | | | | |
|--|--------------------|---|-----------------------------------|--|
| <p>される、総合支所周辺をコースとした駅伝大会。 【実施時期】 S39 年度～</p> | | <p>トである。 総合支所周辺をコースとしており、多くの集客が見込める催しであり、「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標に資する事業として必要である。</p> | | |
| <p>【事業名】 7-8 23 街区商業集積検討事業 【内容】 商業施設の整備の検討 【実施時期】 H21 ～ 25 年度</p> | <p>民間事業者</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標達成に資する事業として位置付ける。 【必要性】 中心市街地の商業集積の再編による買物客の集客と回遊性の向上を図るためには、現在の核店舗と準核店舗を補完する新たな商業核を導入することによって商業機能の更なる強化を図ることができ「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標達成に資する事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 該当なし 実施時期： -</p> | |
| <p>【事業名】 7-9 フリーマーケット事業 【内容】 商店街通りでフリーマーケットを開催する。 【実施時期】 H22 年度～</p> | <p>植木まちづくり株式会社</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標達成に資する事業として位置付ける。 【必要性】 フリーマーケットを開催することにより、中心市街地へ多くの集客が見込め、「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標達成に資する事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 該当なし 実施時期： -</p> | |
| <p>【事業名】 5-3 植木子ども大会(再掲) 【内容】 毎年11月第2日曜日に開催される。 各地区子</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標達成のための事業として位置付ける。【必要性】 各小学校区の子供たちが一堂に集まり、ゲームやレクリエーションを通じて仲間意識を深めていく。</p> | <p>支援措置： 該当なし 実施時期： -</p> | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| <p>ども会による各種イベントを実施 【実施時期】 S54年度 ～</p> | | <p>開催場所である植木文化センターの文化教養拠点としての役割を果たし、また多くの参加者が見込めることから「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」に資する事業として必要である。</p> | | |
|---|--|--|--|--|

8.4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析と施策の必要性

植木地域は東西 8km 南北 15km と広域にわたり、生活圏が分散しているために、中心市街地と各生活圏をつなぐ公共交通の必要性は極めて高い。特に高齢化が進む地域社会にあって、高齢者に街へ出向いていただくための足の確保は不可欠である。

また植木町のマイカー保有率は極めて高く、今すぐ抜本的に減らすことは困難であるが、暫時公共交通の利用に切り替えて、自家用車利用を減らし、低炭素社会への対応を図っていくことが必要である。

(2) 施策展開の方向性

基幹的公共交通としての路線バスの利用促進

南北の国道 3 号は路線バスの本数が多く、学生、高齢者をはじめとして利用者が多い。バス停の改善等によるサービス強化で利用促進を図る。

廃止された路線バスを補完する乗り合いタクシーの利用促進

廃止された路線バスの代替手段として平成 19 年 9 月に予約制乗り合いタクシー「こまち号」が運行開始された。前日予約（午後便は当日朝予約可）であること、行き乗車の時間帯が 9 時～9 時 30 分 / 午後 13 時～13 時 30 分、帰りの乗車時間 11 時 50 分台、15 時 50 分台のみという制約の緩和を検討しつつ運行を継続する。

公共交通の多面的なサービス拡大

乗り合いタクシーの運行開始を契機として、町内の公益施設を巡る巡回バス等、公共交通の多面的なサービスに地域住民の意識を向け、結果的に国道 3 号の渋滞緩和と環境負荷の低減に結びつける。

(3) フォローアップの考え方

毎年度末に各事業の進捗確認を行い、必要に応じて事業を推進するための措置を講じるものとする。

表. バスの方面別本数

| | 本数 | | |
|----|------|------|------|
| | 熊本行き | 山鹿行き | 玉名行き |
| 平日 | 98 | 65 | 26 |
| 土曜 | 92 | 62 | 29 |
| 日曜 | 88 | 50 | 32 |

資料:九州産交バスHP



図. バス路線図



図．公共交通機関の現状

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|---|--------|
| <p>【事業名】 4-6 憩い空間創出事業 (再掲)</p> <p>【内容】 公開空地の設置 (面積 384 m²)</p> <p>【実施時期】 H26 年度</p> | 熊本市 | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 地域住民の生活拠点である中心市街地の中央に位置する「植木」バス停と、生活道路等を結ぶ位置に、土地区画整理事業と併せて公開空地の整備を行い、ゆとりある街なか空間を創出し、バス停等の施設利用者の利便性向上、回遊性の向上を図る 当事業は、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」の目標に資する事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（第3期植木中央地区））</p> <p>実施時期： H26 年度</p> | |

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

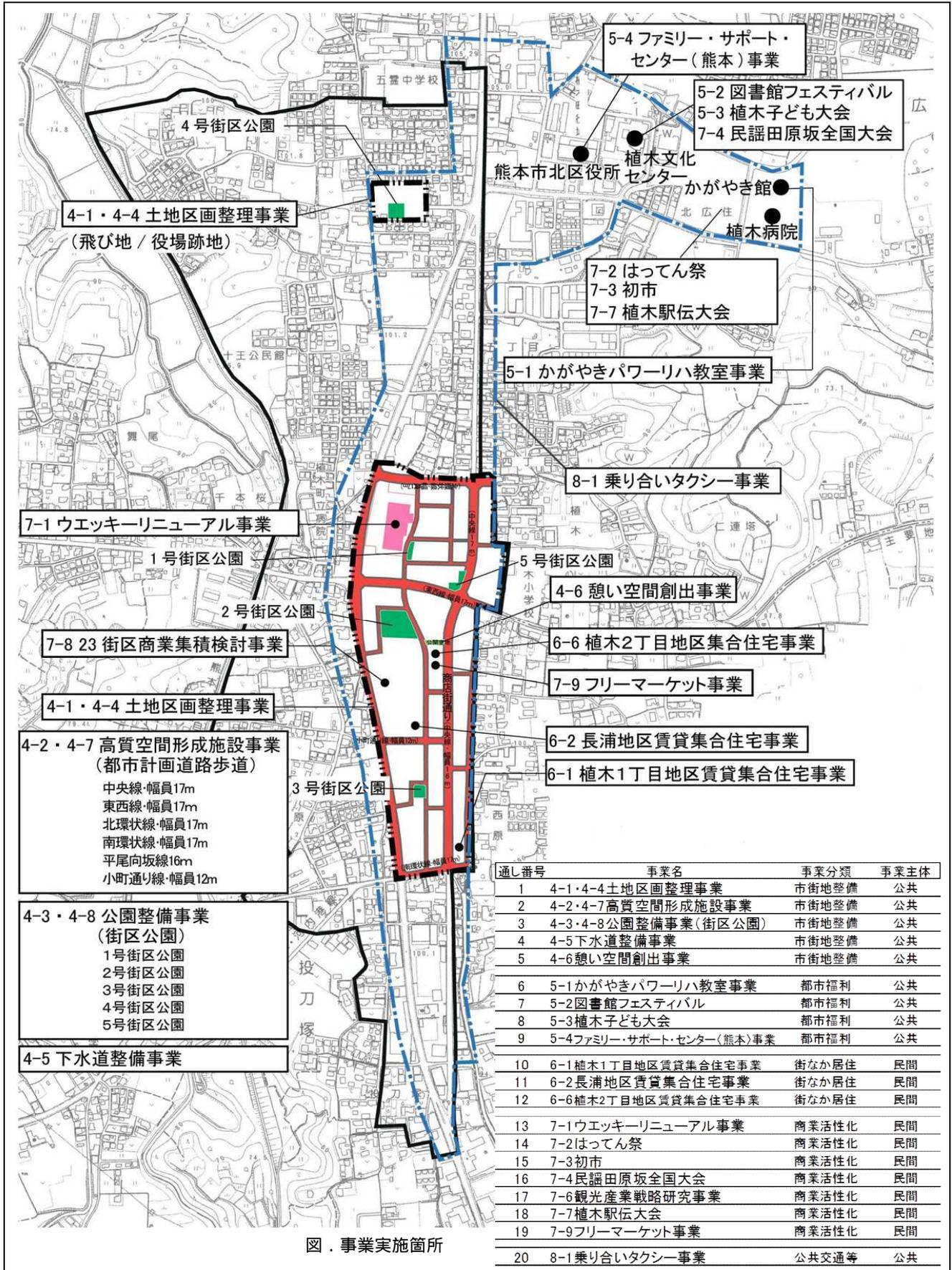
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------------|--|----------------------------------|--------|
| <p>【事業名】 8-1 乗り合いタクシー事業 【内容】 廃止された、バス路線の補完を行う。 【実施時期】 H19年度～</p> | <p>熊本市</p> | <p>【目標達成のための位置づけ】 「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標に資する事業として位置付ける。 【必要性】 中心市街地に行きやすいスムーズな移動手段に改善し、安定した利用を可能とする施策であり、「生活環境の整備による居住人口の増加」及び「商業集積の再編による商店街の活性化」という目標に資する事業として必要である。</p> | <p>支援措置： 該当なし 実施時期：-</p> | |

4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

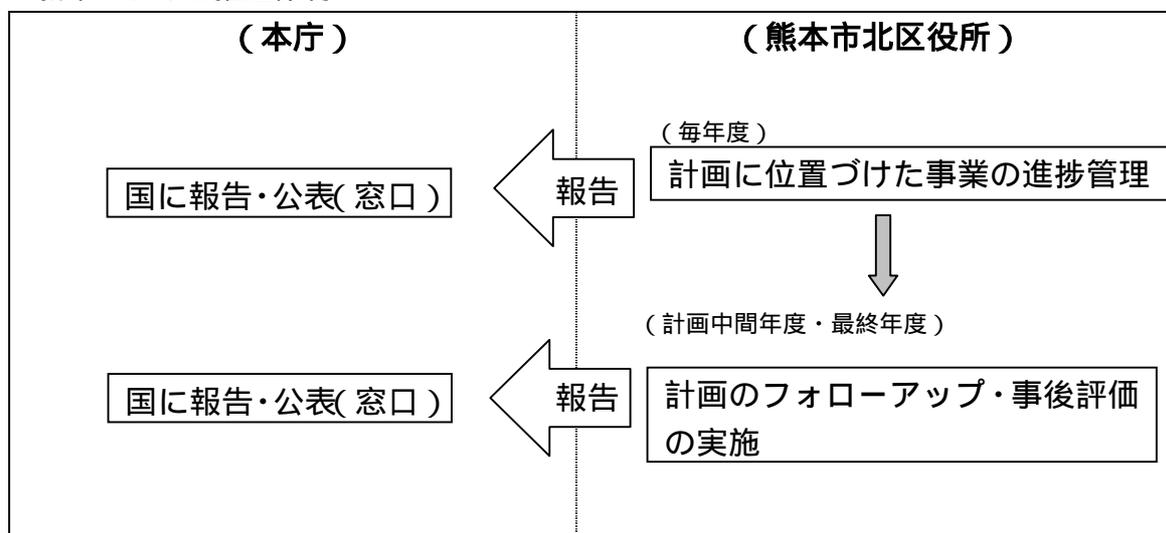
[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内会議の経過

旧植木町では、市街地整備等を分掌する都市計画課都市計画班、商業振興・観光振興を推進する産業振興課商工観光班が主管課として策定に向けて作業を行った。中心市街地活性化基本計画における核事業、土地区画整理事業を担当する都市計画課市街地開発班と連携し、庁内の合意形成に努めてきた。

新市においては、熊本市北区役所で植木地区中心市街地の活性化に関して地元との調整等を含めた事務手続き、事業の進捗管理を行い、本庁と連携して計画の実現に向けて作業を進めていく。

新市における推進体制



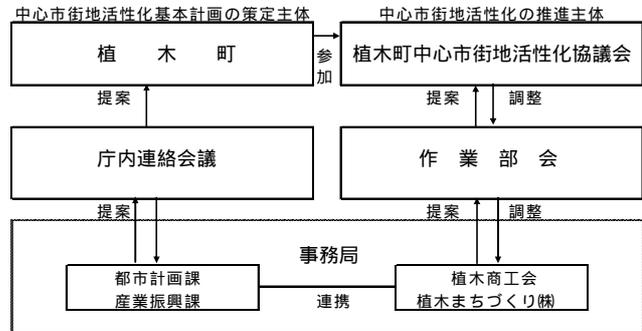
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の概要及び取組

協議会は、商店街及び大型店、区長、消費者団体、母親代表、民生委員、交通事業者、銀行、保育園、学識経験者、議会、副町長を構成員として平成 19 年 9 月 6 日に設立。第 1 回協議会を同日（平成 19 年 9 月 6 日）に開催して以降、現在まで 3 回の協議会を開催し中心市街地の活性化を検討している。また、協議会の下部組織として作業部会を組織し、協議会での協議内容を分野別・専門的に検討している。



写真．設立総会



図．協議会の推進体制

表．植木町中心市街地活性化協議会役員・委員名簿

| | 役職 | 所 属 | 所属団体役職 | 氏 名 | 根拠法令 |
|----|------|-------------|-----------|-----------|----------------|
| 1 | 会 長 | 植木町商工会 | 会 長 | 緒 續 和 廣 | 法第 15 条第 1 項関連 |
| 2 | 副会長 | 植木町副町長 | 副町長 | 金 山 武 志 | 法第 15 条第 4 項関連 |
| 3 | 副会長 | 植木まちづくり株式会社 | 取締役 | 岡 部 友 博 | 法第 15 条第 1 項関連 |
| 4 | 幹事長 | 協同組合ウエッキー | 理事長 | 泉 田 淳 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 5 | 副幹事長 | 植木まちづくり株式会社 | 取締役 | 入 江 雄 二 | 法第 15 条第 1 項関連 |
| 6 | 幹 事 | 熊本大学 | 教授 | 溝 上 章 志 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 7 | 幹 事 | 植木町金融団 | 肥後銀行支店長 | 原 啓 也 | 法第 15 条第 4 項関連 |
| 8 | 幹 事 | アグリ小町 | 農業者代表 | 坂 本 節 子 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 9 | 幹 事 | 植木まちづくり株式会社 | 取締役 | 内 田 英 彦 | 法第 15 条第 1 項関連 |
| 10 | 幹 事 | 植木まちづくり株式会社 | 取締役 | 西 村 芳 廣 | 法第 15 条第 1 項関連 |
| 11 | 幹 事 | 植木まちづくり株式会社 | 取締役 | 梅 守 裕 司 | 法第 15 条第 1 項関連 |
| 12 | 幹 事 | 植木まちづくり株式会社 | 取締役 | 中 島 祐 爾 | 法第 15 条第 1 項関連 |
| 13 | 幹 事 | 植木まちづくり株式会社 | 取締役 | 財 頭 正 次 郎 | 法第 15 条第 1 項関連 |
| 14 | 委 員 | 植木町議会 | 建設経済委員会 | 石 田 高 博 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 15 | 委 員 | 植木町商工会 | 青年部 | 辻 祐 次 | 法第 15 条第 1 項関連 |
| 16 | 委 員 | 植木町商工会 | 青年部 | 有 田 和 弘 | 法第 15 条第 1 項関連 |
| 17 | 委 員 | 植木町商工会 | 女性部 | 西 村 加 代 子 | 法第 15 条第 1 項関連 |
| 18 | 委 員 | 民生委員 | 代表 | 工 藤 吉 連 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 19 | 委 員 | 障がい者団体連絡協議会 | 代表 | 緒 方 昭 宣 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 20 | 委 員 | 母親代表 | 代表 | 高 宗 浩 子 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 21 | 委 員 | 地域づくり団体 | 小町ウイング | 工 藤 明 美 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 22 | 委 員 | 区画整理区域 | 3 2 街区代表 | 塚 本 淳 一 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 23 | 委 員 | 区画整理区域 | 2 8 街区代表 | 前 田 主 計 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 24 | 委 員 | 公共交通事業者 | 九州産交バス | 永 田 洋 祐 | 法第 15 条第 4 項関連 |
| 25 | 委 員 | 学識経験者 | 蓮の実保育園長 | 蓮 田 善 英 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 26 | 委 員 | 学識経験者 | 植木小学校長 | 林 壽 孝 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 27 | 委 員 | 学識経験者 | J A 鹿本代表 | 福 江 義 男 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 28 | 委 員 | 住民代表 | 老人会代表 | 津 田 史 朗 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 29 | 委 員 | 住民代表 | 区長会代表 | 堀 義 徳 | 法第 15 条第 8 項関連 |
| 30 | 委 員 | 住民代表 | 女性団体連絡協議会 | 吉 本 征 子 | 法第 15 条第 8 項関連 |

31 オブザーバ 経済産業省九州経済産業局産業部流通サービス産業課 中心市街地活性化専門官

32 オブザーバ 国土交通省九州地方精微局 建政部住宅整備課 企画調整係

33 オブザーバ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構九州支部地域振興課 課 長

34 オブザーバ 熊本県商工観光労働部商工政策課 課 長

35 オブザーバ 熊本県鹿本地域振興局総務振興課 主任主事

(2) 植木町中心市街地活性化基本計画(案)に対する協議会の意見

平成 21 年 9 月 8 日に協議会より町に提出された意見は次のとおりである。

.....

平成 21 年 9 月 8 日

植木町長 藤井 修一 様

植木町中心市街地活性化協議会
会長 緒續 和廣

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、植木町中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書を提出いたします。

(1) 基本計画(案)に対する意見

本町の中心市街地の歴史は古く、その起こりは平安時代にさかのぼり、幕末から明治維新にかけては、植木学校を中心に郷土愛と文化振興の拠点でもありました。高度経済成長期には、中心市街地周辺への住宅の建設が進み町全体の人口は急激に増加しました。また、車社会の到来とともに中心市街地を縦断する国道 3 号の渋滞は慢性化し、植木商店街は歩道が未整備のために安心して買い回ることがきわめて困難な状況にあります。そのような状況の中で平成 11 年に植木町によって着手された土地区画整理事業は、現在、その成果が現れ、活性化のための基盤整備は整いつつあります。

今後は、それらの基盤整備に加えて、街の活性化の源である人口の定着と流動人口の増加を図ることが、重要な課題と考えられます。そのような意味から、本日植木町から提案された「中心市街地活性化基本計画」は、まことに時宜を得た計画であると考えます。国の認定を受け、この計画が正式にスタートしましたら、行政と商工会、まちづくり会社が力を合わせて事業に取り組んでいく所存です。

市街地の整備改善について

交通渋滞の解消と歩道の整備は、地域住民の悲願です。土地区画整理事業の推進によって、その実現を急いでいただきたい。また、街の文化のバロメーターとも言える公園の整備も重要な事業と考えます。良好な住環境ならびに商業環境を創出するためには、それらの歩道や公園が有機的に結びついていることが求められます。事業の実施にあたっては、地域住民の意識と行動を十分把握した上で使い勝手のよいものに仕上げてください。

都市福利施設の整備について

買い物や用事を済ませた後、さらに街なかで立ち寄る楽しみを数多く作り出すために、掲出されている事業を商店街の中でも展開できるような運営を図っていただきたい。

街なか居住の推進について

少子高齢社会の中では、住宅を提供する側、受ける側双方に、目的意識を強く持って建設することが重要と思われまます。今後、計画の具体化に当たっては需要者の想定を明確にして、住みたい、住み続けたい、とっていただけるような住宅となることを望みます。

商業の活性化について

核店舗の整備に関しては、現在ある核店舗の機能強化と新たな商業核の整備も視野に入れながら事業化を推進していただきたい。また、核店舗と商店街との買い回り性、回遊性の確保が大きな課題です。商店街では店舗だけでなく、文化や歴史、物産、観光関連まで含めて遊休地の活用を図っていくことに植木まちづくり会社は努める所存ですので、事業相互の連携を図っていただきたい。

公共交通機関の利便性の増進について

土地の有効活用を後押しするためには、交通の利便性を確保することが不可欠です。掲出事業に加えて現行路線バスのサービス改善、JR 駅、文化施設等の公益施設と商店街とを結ぶ巡回バス等の検討をお願いしたい。

(2) 附帯意見

(熊本市との合併にあたって)

本町は、来春、平成 22 年 3 月には隣接する熊本市と合併することが決定されています。持続可能な地域運営のためには、行政区域が変わっても、当中心市街地が地域住民の生活拠点として活性化することが不可欠であると考えます。当協議会における議論も踏まえ、「植木町中心市街地活性化基本計画」が新市の行政施策として確実に継承されることを強く望みます。

.....

(3) 中心市街地活性化協議会の開催経過

| 回数 | 年月日 | 主な議題 |
|-------|-------------------|---|
| 第 1 回 | 平成 19 年 9 月 6 日 | ・ 中心市街地活性化基本計画（案）概要について ・ 中心市街地活性化基本計画について |
| 第 2 回 | 平成 19 年 11 月 27 日 | ・ 中心市街地活性化基本計画（案）概要について ・ アンケート集計の報告について |
| 第 3 回 | 平成 21 年 9 月 8 日 | ・ 植木町中心市街地活性化基本計画（案）について |
| 第 4 回 | 平成 26 年 2 月 28 日 | ・ 熊本市中心市街地活性化基本計画（植木地区）変更（案）について |

| | | |
|-------|-------------------|---|
| 第 5 回 | 平成 26 年 10 月 16 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市中心市街地活性化基本計画（植木地区）変更（案）について ・第 2 期熊本市中心市街地活性化基本計画（植木地区）策定への取組みについて |
| 第 6 回 | 平成 27 年 1 月 28 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市中心市街地活性化基本計画（植木地区）変更（案）について ・第 2 期熊本市中心市街地活性化基本計画（植木地区）策定への取組みについて |

（ 4 ）法第 15 条第 3 項、第 4 項、第 5 項の適合

法第 15 条第 3 項による協議会の名称、規約、構成員の氏名等は植木町商工会ホームページにて公表している。また、第 4 項においては法令を順守している。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

多様な事業主体と連携した取り組み

植木町中心市街地活性化協議会には、地元住民の代表や母親代表など多様な人々がメンバーとして参加している。また、まちなみガイドラインの策定にあたっては、地元住民によるワーキンググループを設置し中心市街地の活性化のための良好な街並み形成について検討を行うなど、地域ぐるみの取組が図られる中で本基本計画は策定されており、今後も地域ぐるみで計画に位置付けた取組の推進を図ることとしている。

また、植木まちづくり株式会社、植木町商工会の青年部、実行委員会など多様な団体が地元住民参加のもと以下のような取組などを行っている。

植木町商工会

商店街の停滞が続く中で、商工会青年部・女性部等の活動が重要な役割をもつようになってきた。商店街では「初市」「はってん祭」が大きな年中行事として取り組まれている。

また、「観光産業戦略研究事業」実行委員会の事務局として機能を果たしており、植木町の観光・歴史と農業との連携を図り、植木ブランドの強化と情報発信の役割を担っている。平成 19 年には道場六三郎氏を招き、陣中食を再現するなど P R につとめた。

植木まちづくり株式会社

植木まちづくり株式会社は、朝市・フリーマーケット事業、花壇設置管理事業、街並み協定支援事業等を行いながら、土地区画整理事業地区内のまちづくり推進の役割を担うため、自主的取り決め事項の策定、まちなみガイドラインの作成を町と共に事務局として取り組んできた。

土地区画整理事業の推進にあわせて、町と共に街並み形成に向けたガイドライン適用への相談・指導及び、商店街形成に向けた地権者へのアドバイスを行う予定である。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

植木地域では既成市街地に一定の都市機能が集積していることから、旧植木町において策定した、植木町都市計画マスタープランにおいて、中心市街地である中心商業地区の整備に関し「土地区画整理事業を推進し、集積度の高い商業・業務地区の形成を図る。」としているとともに、「土地の有効活用を図るため中層住宅などの整備を促進する。」としており、現状のコンパクトな都市としての文化的な魅力の継続を図ることとしている。

また、本基本計画においても、かがやき館の利用促進や商業と住宅が共存した建替えにまちなみガイドラインを適用する施策など、都市機能の充実・強化や文化的な価値を磨き上げるによりコンパクトな都市としての魅力を高めていくことにしている。

[2] 都市計画手法の活用

本町には用途地域指定面積 257ha のうち準工業地域が 41ha 存在する。

準工業地域における大規模集客施設の立地を規制し、都市機能を中心市街地へ誘導するために、床面積 10,000 ・超の大規模集客施設の立地を規制する建築基準条例を平成 20 年 6 月 10 日に町議会において議決、平成 20 年 8 月 22 日の 41ha 全域を対象とする特別用途地区の都市計画決定に合わせて施行した。

特別用途地区の都市計画決定に向けた取り組み状況

平成 20 年 3 月 住民説明会

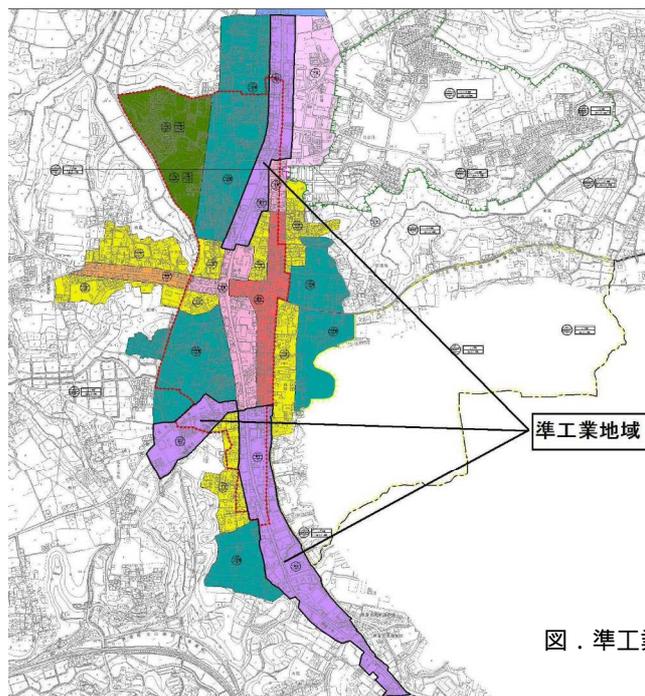
平成 20 年 4 月 県との事前協議

平成 20 年 5 月 町法定縦覧

平成 20 年 6 月 町議会による建築条例の議決

平成 20 年 7 月 都市計画審議会の開催

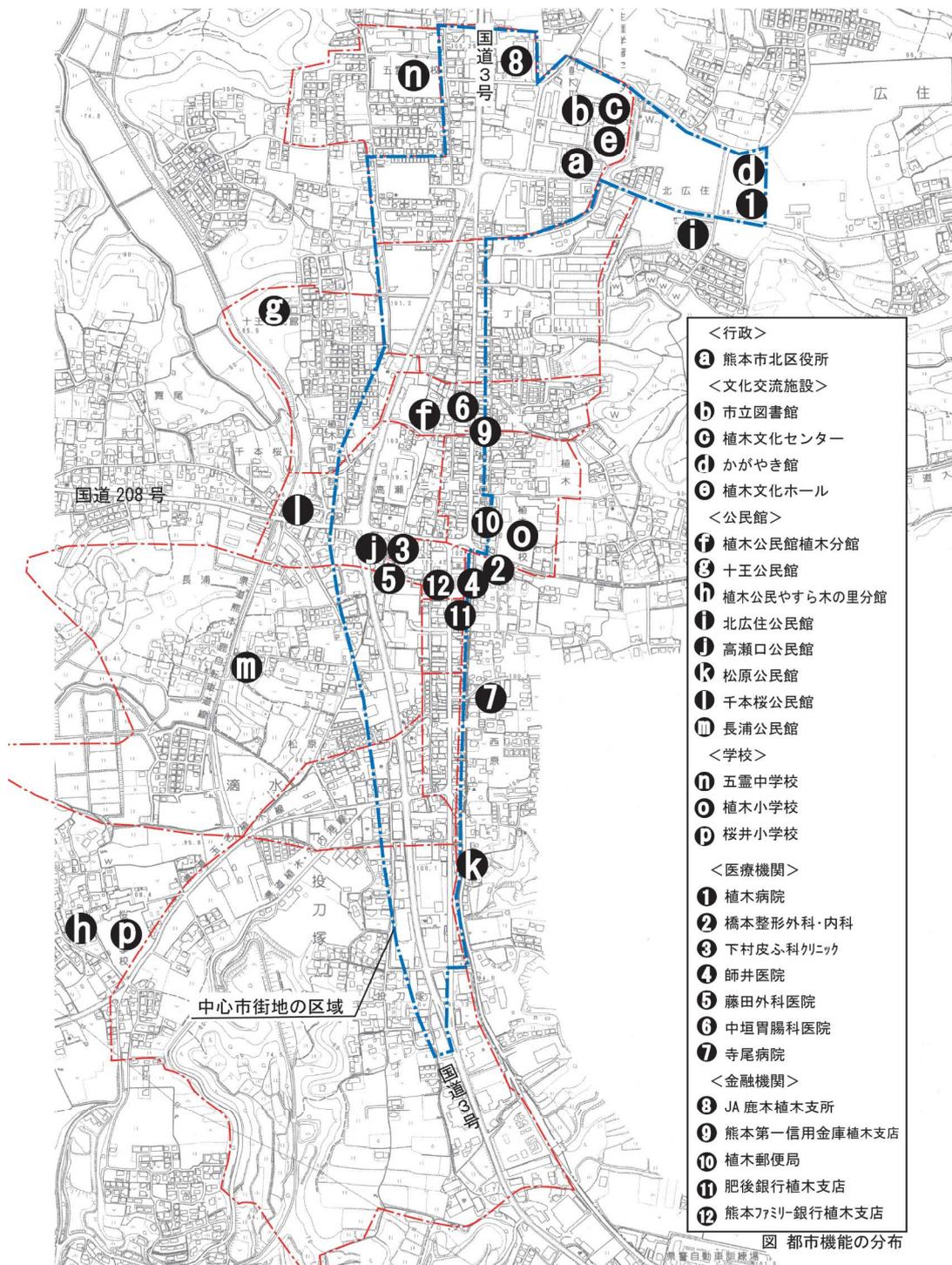
平成 20 年 8 月 特別用途地区の都市計画決定・特別用途地区建築条例の公布・施行



図．準工業地域の位置

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

植木地域では、役場新庁舎（現熊本市北区役所）（平成3年）、生涯学習センター（現植木文化センター）（平成5年）、町立植木病院（現植木病院）（平成14年）、健康福祉センター・かがやき館（平成15年）等を中心市街地内に整備し、都市機能の集約を推進してきた。現在、中心市街地には多くの公共公益施設が立地しており、今後も植木中央土地区画整理事業区域において公園等のアメニティ増進施設や情報交流施設の整備を進め、より一層の都市機能の適正立地を図り、コンパクトなまちづくりの実現を目指す。併せて民間事業者との連携を図りながら、空き地や駐車場等の低未利用地の有効活用を促進する



[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積のため、以下に示す事業を実施する。これらの事業を一体的に進めることにより、中心市街地の都市機能の一層の強化を図る。

4 . 市街地の整備改善のための事業

- ・土地区画整理事業
- ・高質空間形成施設事業（都市計画道路歩道）
- ・公園事業（街区公園）
- ・下水道整備事業
- ・憩い空間創出事業

5 . 都市福利施設を整備する事業

- ・かがやきパワーリハ教室事業
- ・図書館フェスティバル
- ・植木子ども大会
- ・ファミリー・サポート・センター 熊本 事業

6 . 街なか居住を促進するための事業

- ・植木1丁目地区賃貸集合住宅事業
- ・長浦地区賃貸集合住宅事業
- ・植木2丁目地区賃貸集合住宅事業
- ・植木街なか居住・街並み形成推進事業

7 . 商業の活性化のための事業

- ・ウェッキーリニューアル事業
- ・はってん祭
- ・初市
- ・民謡田原坂全国大会
- ・植木町プレミアム付き商品券発行事業
- ・観光産業戦略研究事業
- ・植木駅伝大会
- ・23街区商業集積検討事業
- ・フリーマーケット事業

8 . 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・乗り合いタクシー事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) まちなみガイドラインの応用

土地区画整理事業によって新しい街並みが形成される。植木町らしい街並み形成を図るため、住民による自主的取決め事項案の作成、街並み形成に向けて具体的な街並み構成要素を挙げたまちなみガイドラインの作成について、植木まちづくり株式会社と行政が事務局となり取り組んできた。建て主が形成される街並みを想像し、ガイドラインを参考にしながら、限られた敷地に対して創意工夫すること、またそれらの敷地が連続することによってより良い街並みが形成されるように、まちづくり会社と町がまちづくり相談所を拠点として積極的に指導していく。植木町らしい調和のとれた潤いのある街並みになることが試されている。

[2] 都市計画との調和等

(1) 第 4 次植木町総合計画・後期基本計画との整合

平成 12 年度から 11 年間にわたり進める基本方向として、「人に活力、まちに魅力、未来に発展するうえき」を将来のまちの姿として掲げており、「機能的で秩序あるまちづくり」では『適正な土地利用の確保により、自然環境と調和した潤いある快適な生活空間の形成を図ります』とし、新たな国道 3 号植木バイパス沿線の無秩序な土地利用を防ぐために規制・誘導による調整に努めることとしている。一方、『機能的な中心市街地の形成を図るため、整備の促進に努めます』とし土地区画整理事業を推進することとしている。

[3] その他の事項

(1) 熊本市との合併

平成 20 年 11 月 30 日に行われた「熊本市との合併協議会設置の是非を問う」住民投票の結果を受けて、平成 20 年 12 月 26 日に熊本市・植木町合併協議会が設置された。

協議項目「植木町中心市街地活性化基本計画の推進」において「植木町が策定した中心市街地活性化基本計画が、国から認定されたものであれば、合併後その計画を尊重して、推進していく。」との協議結果がまとまった。また、第 7 回協議会では合併の期日について「平成 22 年 3 月 23 日」と承認された。合併協議会ののち、平成 21 年 6 月 28 日に「熊本市との合併の是非を問う」住民投票が行われ合併賛成が過半数を超えた。その後両市町議会において「廃置分合関係議案が可決（植木町：平成 21 年 7 月 9 日、熊本市：平成 21 年 7 月 13 日）され、平成 21 年 7 月 17 日に熊本県知事への合併申請を行い、平成 21 年 9 月 14 日の県議会において合併関連議案が可決。その後県知事より総務省へ届出がなされ、同年 10 月 16 日に総務省の合併の告示により正式に合併が決定した。

(2) 国道 3 号バイパスの整備

植木地域は、熊本市の北の玄関口として機能を果たしているものの、国道 3 号の中心市街地領域での渋滞が日常的な状況にある。この渋滞緩和のために国道 3 号植木バイパスの整備が着手された。事業認可区間[鞍掛～四方寄]5.6 k mのうち、[鞍掛～投刀塚]2.3 k mについては平成 22 年度供用開始に向け整備が進んでいる。中心市街地ではこまち号を改善しつつ、公共交通の利便性を高め、緑地や街区公園、歩道整備による歩行者ネットワークを形成し、環境に配慮した中心市街地を目指すものとする。

12. 認定基準に適合していることの説明

| 基準 | 項目 | 説明 |
|---|--|--|
| <p>第1号基準 基本方針に適合するものであること</p> | <p>意義及び目標に関する事項</p> | <p>3. 中心市街地の活性化の目標に記載 (P38)</p> |
| | <p>認定の手續</p> | <p>9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 [2]中心市街地活性化協議会 (P82-84)</p> |
| | <p>中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項</p> | <p>2. 中心市街地の位置及び区域 (P32-33)</p> |
| | <p>4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項</p> | <p>9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 (P81-85)</p> |
| | <p>中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項</p> | <p>10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 (P86-88)</p> |
| | <p>その他中心市街地の活性化に関する重要な事項</p> | <p>11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項(P89)</p> |
| <p>第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること</p> | <p>目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること</p> | <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～ 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項(P44 - 80)</p> |
| | <p>基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること</p> | <p>3. 中心市街地の活性化の目標に記載 (P38-43)</p> |
| <p>第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</p> | <p>事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと</p> | <p>4. ~ 8. の各章の事業ごとに掲載した「実施主体」に記載(P44 - 79)</p> |
| | <p>事業の実施スケジュールが明確であること</p> | |